

甲欄  
乙欄

平成二二年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿

所属	社員	役職	営業部長	住所	郵便番号	氏名	社員コード			
札幌	札幌			小樽市花園2丁目	047-0024	オタルイロウ 小樽 一郎 男 (生年月日 昭和 35年1月1日)	2			
区分	月区分	支給 月日	総支給額	社会保険料 の控除額	社会保険料 控除後の給 与等の金額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
前職分			円	円	円	人	円	円	円	円
1	1	25	465,000	64,845	400,155	3	7,400		7,400	
2	2	25	465,000	64,845	400,155	3	7,400		7,400	
3	3	25	465,000	64,845	400,155	3	7,400		7,400	
4	4	25	475,000	69,560	405,440	3	7,640		7,640	
5	5	25	475,000	69,560	405,440	3	7,640		7,640	
6	6	25	475,000	69,560	405,440	3	7,640		7,640	
7	7	25	475,000	69,560	405,440	3	7,640		7,640	
8	8	25	475,000	69,560	405,440	3	7,640		7,640	
9	9	25	475,000	69,560	405,440	3	7,640		7,640	
10	10	25	475,000	70,445	404,555	3	7,640		7,640	
11	11	25	475,000	70,445	404,555	3	7,640		7,640	
12	12	25	475,000	70,445	404,555	3	7,640	-112,486	-104,846	
計			① 5,670,000	② 823,230	4,846,770		③ 90,960			
賞与等	6	15	750,000	71,060	678,940		(税率%) 54,315		54,315	
	12	15	1,250,000	176,112	1,073,888		(税率%) 85,911		85,911	
計			④ 2,000,000	⑤ 247,172	1,752,828		(税率%) ⑥ 140,226			
扶養控除等の申告										
申告の有無	控除対象配偶者 一般 老人 扶養親族	一般の 扶養親族	特定扶 養親族	老人扶養親族 同居老親等	その他	障害者等 (該当するものを○で 囲んでください)	従たる 給付 対象 者の 数	給付 対象 者の 数	配偶者の有無	
有無	当 初 ○・無	当 初 有・無	当 初 1 人	当 初 1 人	当 初 人	当 初 人	当 初 人	当 初 人	有無	
有無	月 日 有・無	月 日 有・無	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	有無	
有無	月 日 有・無	月 日 有・無	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	月 日 人	有無	
年末調整										
区分		金額		税 額						
給与・手当等		①	5,670,000円	③	90,960円					
賞与等		④	2,000,000	⑥	140,226					
計		⑦	7,670,000	⑧	231,186					
給与所得控除後の給与等の金額		⑨	5,703,000	配偶者の合計所得金額						
社会保 険料等 料除額	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩	1,070,402	( 0 円)						
	申告による社会保険料の控除分	⑪	0	個人年金保険料支払額						
料除額	申告による小規模企業 共済等掛金の控除分	⑫	0	( 0 円)						
	生命保険料の控除額	⑬	50,000	旧長期損害保険料支払額						
	地震保険料の控除額	⑭	0	( 0 円)						
	配偶者特別控除額	⑮	0	⑩のうち小規模企業共 済等掛金の金額						
	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	1,770,000	( 円)						
	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	2,890,402	⑪のうち国民年金保険料 等の金額						
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰) 及び算出年税額	⑱	(1,000未満切捨て) 2,812,000	⑲	183,700					
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			⑳	65,000					
	年調年税額(⑲-㉑)、マイナスの場合は0)			㉑	118,700					
	差引超過額又は不足額(㉑-㉒)			㉒	112,486					
超過額 の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉓		㉓	0					
	未払給与から係る未徴収の税額に充当する金額	㉔		㉔	0					
	差引還付する金額(㉒-㉓-㉔)	㉕		㉕	112,486					
	同上の うち	本年中に還付する金額	㉖	㉖	112,486					
	来年において還付する金額	㉗		㉗	0					
不足額 の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉘		㉘	0					
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉙		㉙	0					